



グラントソントン致同 Japan Desk News Flash

2019年第8号

今回のテーマ：「外商投資法」から見る投資環境の向上

2019年3月15日に閉幕した第13回全国人民代表大会第2回会議で可決した「外商投資法」は、外国企業による投資において、中国で公平に競争できる法的基盤を整備し、外国企業の権益保護をさらに強化した。

2020年1月1日から実施される「外商投資法」は、改革開放初期の「外資三法」である「中外合弁企業法」、「外資独資企業法」及び「中外合作経営企業法」に代わるものである。外商投資における基礎的な法律として、「外商投資法」は新しい基本制度の骨組みを確立した。本法は、主に内外資一致（外資も内資と同等の扱いを受けられること）、内国民待遇及び投資保護を重点とする。

主な内容

◆ 内外資一致

“外商投資参入ネガティブリスト以外の分野については、内外資一致の原則に従って管理を行う(外商投資法第28条)”、“外商投資企業の組織形態、組織機構及びその活動準則については、「中華人民共和国会社法」、「中華人民共和国パートナーシップ企業法」等の法律規定を適用する(第31条)”。

◆ 内国民待遇

内国民待遇について、“国は、外商投資に対し、参入前内国民待遇に加えてネガティブリストによる管理制度を実施する(第4条)”と明規されている。これは立法上でのネガティブリスト制度を確認し、“法により禁じられている場合を除き”、拡大開放を推し進める事を意味する。

政府調達活動について、“国は、外商投資企業による法に基づく公正な競争を通じての政府調達活動への参加を保障する。政府調達においては、法に基づいて外商投資企業が中国域内で生産する製品、提供するサービスを平等に取扱う(第16条)”と明記され、現行の政府調達活動に係る障壁が解消された。

◆ 投資保護

「外商投資法」は外商投資保護に係る政府義務を明確化した。“外国投資家の中国域内における利益、清算所得等については、法に基づいて人民元又は外貨で自由に域外からの送金を受け、域内に対して送金することができる(第21条)”、“行政機関及びその職員は、行政手段を用いて技術譲渡を強制してはならない(第22条)”、“市場参入及び退出の条件を設定してはならず、外商投資企業の正常な生産経営活動に干渉してはならない(第24条)”。

お見逃しなく

- 立法上、依然として外商投資と国内投資を区別していることから、ネガティブリストによる差異がある。
- 外国投資家及びその投資に対し、国内投資家及びその投資を下回らない待遇を与える。つまり、外商投資に対して特別優遇がある。
- 地方レベルの法規定には未だ整備されていない部分があり、これらの法規と関連政策は具体的な投資行為に影響を与える可能性がある。
- 動的なネガティブリストについて、市場進出と長期投資に対する影響は不確定であり、業界参入の潜在的なリスクになり得る。
- 行政の透明化を推進し、外商投資に係る環境向上のための基礎的な法律である。

以上

© 2019 会計事務所（特殊普通パートナーシップ）。著作権所有。



www.grantthornton.cn

「Grant Thornton致同」とは、Grant Thorntonメンバー事務所が監査、税務及びコンサルティングサービスを提供する際に使用するブランドであり、文脈によりひとつまたは複数のメンバーファームを指します。
致同会計事務所（特殊普通パートナーシップ）はGrant Thornton International Ltd (GTIL, 致同国際) のメンバーファームです。GTIL(致同国際)及び各メンバーファームはグローバルパートナーシップ関係ではありません。GTIL（致同国際）及び各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。サービスは各メンバーファームより提供します。GTIL（致同国際）はクライアントにサービス提供を行いません。GTIL（致同国際）及び各メンバーファームは代理関係になく、お互いに義務も存在せず、互いの行動または不作為に対しても責任を負いません。
当該速報に含まれる情報は参考の用にのみ使用されます。当該速報の情報に基づき採用したあるいは採用しない行動による直接、間接または偶発的な損失に対して、致同(Grant Thornton)は一切の責任を負いません。